

規定事項	高知市行政不服審査会事務処理要領(案)	内容説明, 関係法令等
1 趣旨	<p>(趣旨) 第1条 この要領は、高知市行政不服審査法施行条例（平成28年高知市条例第16号）（以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、高知市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の運営について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）（以下「法」という。）及び条例で定めるもののほか、必要な事項を定める。</p>	<p>※この要領は、審査会の運営に関する内部規程であり、審査会で協議して定めるものです。</p> <p>・高知市行政不服審査法施行条例第13条（委任） この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。</p>
2 定義	<p>(定義) 第2条 この要領において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。</p>	
3 部会, 合議体	<p>(合議体を構成する委員の指名) 第3条 条例第9条第1項に規定する委員のうちから審査会が指名する者3人をもって構成する合議体の委員の指名については、審査会の会長（以下「会長」という。）の指名をもって委員会の指名とする。</p> <p>2 条例第9条第1項に規定する審査会が定める場合に設置する委員の全員をもって構成する合議体の設置については、会長の決定をもって審査会の定めとする。</p> <p>3 会長は、第1項の指名及び第2項の定めを行ったときは、速やかに委員の全員に通知するものとする。</p>	<p>※合議体の構成委員の決定は会長に一任とします。（平成28年度第1回高知市行政不服審査会（平成28年4月27日）決定事項）</p> <p>・高知市行政不服審査法施行条例第9条第1項（合議体） 第9条 審査会は、委員のうちから審査会が指名する者3人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。ただし、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。</p>
4 除斥の手續	<p>(除斥の手續) 第4条 審査請求に係る事件を調査審議する委員は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者でなければならない。 (1) 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者 (2) 審査請求人又は参加人 (3) 審査請求人又は参加人の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族 (4) 審査請求人又は参加人の代理人 (5) 前2号に掲げる者であった者 (6) 審査請求人又は参加人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人 (7) 法第13条第1項に規定する利害関係人（参加人は除く。）</p> <p>2 条例第9条第1項に規定する合議体（以下、「合議体」という。）の審査長は、審査請求に係る事件を調査審議する委員が前項各号のいずれかに該当すると思料する場合には、直ちに、会長にその旨を報告しなければならない。</p> <p>3 会長は、合議体で調査審議する審査請求に係る事件につき当該合議体に属する委員が第1項各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該委員を当該合議体の調査審議から除斥し、又は当該委員に代えて他の委員を当該合議体の調査審議に参加させなければならない。</p>	<p>※審査請求人の代理人など第1項各号に該当する委員は、合議体の委員となれないこと（除斥事由）を定めるものです。除斥事由は、国の行政不服審査会の部会の委員に関するものと同一です。</p> <p>※合議体の審査長は、合議体の構成委員が除斥事由に該当すると考えられるときは、会長に報告することとします。</p> <p>※会長は、除斥事由に該当すると認められる委員を、当該合議体の調査審議から除斥するか、他の委員と交代させるものとします。</p> <p>・高知市行政不服審査法施行条例第9条第1項（合議体） 第9条 審査会は、委員のうちから審査会が指名する者3人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。ただし、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。</p> <p>・行政不服審査法第13条第1項（参加人） 第13条 利害関係人（審査請求人以外の者であって審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。</p>
5 除斥事由に準ずる事情等の申出	<p>(除斥事由に準ずる事情等の申出) 第5条 審査請求に係る事件を調査審議する委員は、自らについて、前条第1項各号に規定する場合に準ずる事情がある場合、審査請求人又は法第13条第1項に規定する利害関係人との間取引関係又は委任契約関係がある場合その他の審査請求に係る事件の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれのある事情があると思料する場合には、会長に対し、その旨を申し出なければならない。</p> <p>2 会長は、前項の申出を受けた場合において、審査請求に係る事件の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれがあると認めるときは、当該申出又は報告に係る委員につき、前条第3項に準じた措置をとらなければならない。</p>	<p>※合議体の委員は、①第4条第1項の除斥事由に準ずる事由があると考えられる場合、②審査請求人又は利害関係人と取引関係や委任関係にある場合、③その他調査審議の公正性に疑いを生じさせる恐れがある事情があると考えられる場合には、その旨を会長に報告するものとします。</p> <p>※会長は、当該委員が合議体の調査審議の公正性に疑いを生じさせる恐れがあると認める場合には、当該合議体の調査審議から除斥するか、他の委員と交代させるものとします。</p> <p>・行政不服審査法第13条第1項（参加人） 第13条 利害関係人（審査請求人以外の者であって審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。</p>

規定事項	高知市行政不服審査会事務処理要領(案)	内容説明, 関係法令等
6 諮問の方法及び諮問書の添付資料	<p>(諮問の方法)</p> <p>第6条 法第43条第1項の規定による諮問（以下「諮問」という。）は、様式第1号の諮問書の提出により行わせるものとする。</p> <p>2 諮問書には、法第43条第2項の規定により審理員意見書及び事件記録の写しを添付させるほか、次に掲げる資料を添付させるものとする。</p> <p>(1) 事件記録の写しにつき法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての審査庁の意見をあらかじめ記載した書面（当該事件記録の写しに含まれる提出書類等に係る法第38条第1項の規定による閲覧若しくは交付の求めに関する書類又は当該提出書類等の閲覧若しくは交付の求めについて提出人がその意見を記載した書類がある場合には、それらを添付するものとする。）</p> <p>(2) 諮問説明書（裁決（法第46条第2項各号、第47条各号又は第49条第3項各号に規定する措置を含む。）についての審査庁の考え及びその理由を記載した書面をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 審査請求人が総代若しくは代理人を選任している場合、参加人がいる場合又は参加人が代理人を選任している場合には、当該選任又は参加を示す書面</p> <p>3 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる審査請求に係る事件の区分に応じ、諮問書に、当該各号に定める資料を添付させるものとする。ただし、当該資料が事件記録に含まれている場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 処分（口頭でした処分及び事実上の行為を除く。）についての審査請求に係る事件 当該処分の決定通知書</p> <p>(2) 法令に基づく申請に対する処分についての審査請求に係る事件 当該申請の申請書及び当該処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号。以下この項において「手続法」という。）第2条第8号ロに規定する審査基準（第4号において単に「審査基準」という。）</p> <p>(3) 手続法第2条第4号に規定する不利益処分についての審査請求に係る事件 同条第8号ハに規定する処分基準</p> <p>(4) 不作為についての審査請求に係る事件 当該不作為に係る処分についての申請の申請書並びに当該処分に係る審査基準及び手続法第6条に規定する標準処理期間</p> <p>・行政不服審査法第43条第1項及び第2項</p> <p>第43条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大員又は官内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合にあっては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあっては、長、管理者又は理事会）である場合にあっては第八十一条第一項又は第二項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。</p> <p>一 審査請求に係る処分をしようとするときに他の法律又は政令（条例に基づく処分については、条例）に第九条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるもの（以下「審議会等」という。）の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て当該処分がされた場合</p> <p>二 裁決をしようとするときに他の法律又は政令（条例に基づく処分については、条例）に第九条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるもの議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て裁決をしようとする場合</p> <p>三 第四十六条第三項又は第四十九条第四項の規定により審議会等の議を経て裁決をしようとする場合</p> <p>四 審査請求人から、行政不服審査会又は第八十一条第一項若しくは第二項の機関（以下「行政不服審査会等」という。）への諮問を希望しない旨の申出がされている場合（参加人から、行政不服審査会等に諮問しないことについて反対する旨の申出がされている場合を除く。）</p> <p>五 審査請求が、行政不服審査会等によって、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合</p> <p>六 審査請求が不適法であり、却下する場合</p> <p>七 第四十六条第一項の規定により審査請求に係る処分（法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分及び事実上の行為を除く。）の全部を取り消し、又は第四十七条第一号若しくは第二号の規定により審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとする場合（当該処分の全部を取り消すこと又は当該事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）</p> <p>八 第四十六条第二項各号又は第四十九条第三項各号に定める措置（法令に基づく申請の全部を認容すべき旨を命じ、又は認容するものに限る。）をとることとする場合（当該申請の全部を認容することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）</p> <p>2 前項の規定による諮問は、審理員意見書及び事件記録の写しを添えてしなければならない。</p>	<p>※諮問を受ける際には、審査庁に対して①諮問書（様式第1号）、②審理員意見書、③事件記録の写し、④事件記録の写しについての閲覧・交付に関する審査庁の意見、⑤諮問説明書、の提出を求めます。（①、②、③、⑤については、平成28年度第1回高知市行政不服審査会（平成28年4月27日）決定事項）</p> <p>※上記のほか、該当する場合は、⑥総代、代理人、参加人の選任又は参加を示す書面、⑦処分の決定通知書、⑧申請に係る処分の申請書及び審査基準、⑩不利益処分の処分基準、⑪不作為に係る処分についての申請書及び標準処理期間、の提出を求めます。</p> <p>・行政不服審査法第78条第1項（提出資料の閲覧等）</p> <p>第78条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。</p> <p>・行政不服審査法第46条第2項（処分についての審査請求の認容）</p> <p>2 前項の規定により法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分全部又は一部を取り消す場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。</p> <p>一 処分庁の上級行政庁である審査庁 当該処分庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。</p> <p>二 処分庁である審査庁 当該処分をすること。</p> <p>・行政不服審査法第47条</p> <p>第47条 事実上の行為についての審査請求が理由がある場合（第四十五条第三項の規定の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、次の各号に掲げる審査庁の区分に応じ、当該各号に定める措置をとる。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁以外の審査庁である場合には、当該事実上の行為を変更すべき旨を命ずることはできない。</p> <p>一 処分庁以外の審査庁 当該処分庁に対し、当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すべき旨を命ずること。</p> <p>二 処分庁である審査庁 当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すること。</p> <p>・行政不服審査法第49条第3項（不作為についての審査請求の裁決）</p> <p>3 不作為についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する。この場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。</p> <p>一 不作為庁の上級行政庁である審査庁 当該不作為庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。</p> <p>二 不作為庁である審査庁 当該処分をすること。</p> <p>・行政手続法第2条第4号（定義）</p> <p>4 不利益処分 行政庁が、法令に基づき、特定の者を名て人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>イ 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために法令上必要とされている手続としての処分</p> <p>ロ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名て人としてされる処分</p> <p>ハ 名て人となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>ニ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの</p> <p>・行政手続法第2条第8号ロ、ハ（定義）</p> <p>8 命令等 内閣又は行政機関が定める次に掲げるものをいう。</p> <p>ロ 審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）</p> <p>ハ 処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）</p>

規定事項	高知市行政不服審査会事務処理要領(案)	内容説明、関係法令等
7 諮問の取下げ	<p>(諮問の取下げ) 第7条 諮問の取下げは、その旨及び理由を記載した様式第2号の諮問取下書により行わせるものとする。</p>	<p>※諮問後に、法第43条第1項に該当し諮問を要しないことが判明するなどにより、審査庁が諮問を取下げるときは、諮問取下書（様式第2号）により行わせることとします。</p>
8 事件の分配等	<p>(事件の分配等) 第8条 合議体に対する審査請求に係る事件の分配については、会長が定める。</p> <p>2 審査長は、当該合議体に係属している審査請求に係る事件について、当該合議体の意見が過去に審査会のした答申に反することとなる場合その他委員の全員をもって構成する合議体で調査審議することが適当と思路する場合には、直ちに、会長にその旨を報告しなければならない。</p> <p>3 会長は、合議体に係属している審査請求に係る事件について、当該合議体の意見が過去に審査会のした答申に反する場合その他適当と認める場合には、当該審査請求に係る事件を委員の全員をもって構成する合議体に取り扱わせることができる。</p>	<p>※合議体が担当する事件は、会長が定めます。（平成28年度第1回高知市行政不服審査会（平成28年4月27日）決定事項） ※合議体の審査長となった委員は、当該合議体が過去の答申に反する答申をすることとなることが想定されるなど、委員全員の合議体で調査審議することが適当と考えられる場合には、会長にその旨を報告するものとしてします。 ※会長は、適当と認める場合には、合議体に係属している事件を、委員全員の合議体での調査審議へと変更することができるものとします。</p>
9 専門委員の関与	<p>(専門委員の設置の依頼) 第9条 審査会は、合議体において審査請求に係る事件の事実関係若しくは争点を明瞭にし、又は調査審議の円滑な進行を図るため必要と認めるときは、条例第8条の規定による専門委員（以下、「専門委員」という。）の設置を市長に依頼するものとする。</p> <p>2 専門委員は、第4条第1項各号のいずれかに該当する者以外の者でなければならない。</p>	<p>※専門委員の設置に関しては、合議体の会議においてその必要性を判断し、人選します。（平成28年度第1回高知市行政不服審査会（平成28年4月27日）決定事項） ※専門委員となる者は、第4条第1項の除斥事由に該当しない者としてします。 ※専門委員の委嘱、解職については、市長が行います。（条例第8条）</p> <p>・高知市行政不服審査法施行条例第8条（専門委員） 第8条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。 3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。 4 第5条第3項及び第11条の規定は、専門委員について準用する。</p>
10 主張書面等の提出期限の通知	<p>(主張書面等の提出期限の通知) 第10条 会長は、合議体における調査審議の効率的な遂行に資するため必要があると認めるときは、合議体の会議の開催に先立ち、法第81条第3項において準用する法第76条の規定による主張書面又は資料（以下「主張書面等」という。）を提出すべき相当の期間を定めることができる。</p> <p>2 合議体は、必要があると認めるときは、合議体の会議の後に、主張書面等を提出すべき相当の期間を定める。</p> <p>3 前2項の規定により主張書面等を提出すべき相当の期間を定めたときは、審査会は、様式第3号の書面により、審査関係人に通知する。</p>	<p>※審査関係人は、審査会に対して主張書面等の提出ができますが、一方で審査会には、主張書面等の提出期限として「相当の期間」を定める権限があります。これは調査審議の遅延防止を図る趣旨であるので、調査審議を行う合議体の第1回の会議開催までに時間を要する場合は、必要に応じて会長が合議体の会議に先だて、審査請求人等から主張書面の提出を受ける期間を定められるものとします。 ※上記の期間設定を会長が行っていない場合は、調査審議を行う合議体の会議において、必要に応じて決定します。 ※期間設定を行った場合は、様式第3号「主張書面等の提出期限の通知」により審査関係人に通知します。</p> <p>・行政不服審査法第76条（主張書面等の提出） 第76条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p>
11 諮問を要しない場合の意見の通知	<p>(諮問を要しない場合の意見の通知) 第11条 審査会は、合議体が、当該合議体に係属している審査請求に係る事件が法第43条第1項に該当する旨の決定をしたときは、様式第4号の書面により、審査庁にその旨を通知する。</p>	<p>※諮問を要しない事件であるかどうかの確認は、合議体の第1回調査審議において行います。合議体が諮問を要しないとの決定をしたときは、様式第4号「諮問を要しない旨の審査会意見の通知」の書面により、審査庁にその旨を通知します。</p> <p>・行政不服審査法第43条第1項 →第6条の備考参照</p>

規定事項	高知市行政不服審査会事務処理要領(案)	内容説明、関係法令等
12 主張書面等の提出の求め	<p>(主張書面等の提出の求め)</p> <p>第12条 審査会は、合議体が、法第81条第3項において準用する法第74条の規定により審査関係人に対し主張書面等の提出を求める旨の決定をしたときは、様式第5号の書面により、当該審査関係人にその旨を通知する。</p>	<p>※審査会は、調査権限の一つとして、審査関係人に対して主張書面又は資料の提出を求めることができます。合議体の会議で主張書面又は資料の提出を求めることを決定した場合は、提出期限、提出資料の内容及び提出方法を決定し、様式第5号「主張書面等の提出の求め」で通知します。</p> <p>・行政不服審査法第74条（審査会の調査権限） 第74条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下この款において「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下この款において「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</p>
13 提出する主張書面又は資料の取扱いについての意見照会	<p>(主張書面等の取扱いについての意見照会)</p> <p>第13条 審査会は、第10条又は第12条の規定による通知を行う場合には、当該主張書面等に係る法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての意見を、あらかじめ様式第6号の書面により、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人に対して聴くものとする。ただし、会長又は合議体が、意見聴取を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p>※審査関係人は、審査会に提出された主張書面や資料について、閲覧や写しの提供を求めることができます。この閲覧等の求めがあった場合、審査会は、提出人の意見を聴いた上で閲覧等をさせるかどうかを決定しなければならないとされています。このため、審査関係人に主張書面等の提出を求める際には、様式第6号「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」を同時に送付し、あらかじめ意見照会をします。</p> <p>・行政不服審査法第78条（提出資料の閲覧等） 第78条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項）を閲覧をさせ、又は同項の規定による審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。 2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>
14 口頭での説明の求め	<p>(口頭での説明の求め)</p> <p>第14条 審査会は、合議体が必要があると認めるときは、審査関係人に対し、口頭での説明を求め、その説明を聴取する。</p> <p>2 前項の説明を求める場合には、様式第7号の書面により、当該審査関係人にその旨を通知する。</p> <p>3 第1項の説明に出席する者の人数は、次に掲げる者の区分ごとに、それぞれ5人以内とする。ただし、合議体が必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 審査請求人及びその補佐人 (2) 参加人及びその補佐人 (3) 審査庁の職員</p>	<p>※審査会は、調査権限の一つとして、審査関係人に対して口頭説明を求めることができます。口頭説明を求める場合は、合議体の会議で口頭説明を求める事項と日時・場所、出席依頼者等を決定し、様式第7号「口頭説明の求め」で通知します。</p> <p>・行政不服審査法第74条（審査会の調査権限） 第74条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下この款において「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下この款において「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</p>

規定事項	高知市行政不服審査会事務処理要領(案)	内容説明, 関係法令等
15 口頭意見陳述	<p>(口頭意見陳述)</p> <p>第15条 審査会は、合議体が必要があると認めるときは、審査関係人に対し、様式第8号の書面により、法第81条第3項において準用する法第75条第1項本文の規定による口頭意見陳述（以下、「口頭意見陳述」という。）を行う意思の有無を確認する。</p> <p>2 審査関係人による口頭意見陳述の申立て（補佐人の同伴の許可に係る申立てを含む。次項において同じ。）は、様式第9号の口頭意見陳述申立書の提出により行わせるものとする。</p> <p>3 審査会は、口頭意見陳述の申立てがされた場合には、当該口頭意見陳述を行うか否か（補佐人の同伴の許可を行うか否かを含む。）を合議体において決定し、様式第10号又は第11号の書面により当該申立てを行った審査関係人に通知する。</p> <p>4 口頭意見陳述に出席する者の人数は、次に掲げる者の区分ごとに、それぞれ5人以内とする。ただし、合議体が必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 審査請求人及びその補佐人 (2) 参加人及びその補佐人 (3) 審査庁の職員</p>	<p>※審査関係人は、審査会に対して、口頭意見陳述の申立てを行うことができます。一方で審査会は、その必要がないと認める場合には、口頭意見陳述を実施しないことができます。調査審議の効率化を図るため、合議体は、第1回の会議で口頭意見陳述の申立てがあった場合の対応について協議し、申立てがあった場合に口頭意見陳述を実施することを決定した場合は、様式第8号「口頭意見陳述の申立ての意思確認」により、あらかじめ審査関係人に対して意思確認を行います。</p> <p>※審査関係人から口頭意見陳述の申立ての希望がある場合は、様式第9号「口頭意見陳述申立書」により申立てを行わせます。申立てに対する回答の通知は、様式第10号「口頭意見陳述を実施する旨の通知」又は様式第11号「口頭意見陳述を実施しない旨の通知」で行います。</p> <p>※口頭意見陳述の出席者は、原則として、①審査請求人及びその補佐人、②参加人及びその補佐人、③審査庁の職員の各区分毎に5名以内とします。</p> <p>・行政不服審査法第75条（意見の陳述） 第75条 審査会は、審査関係人の申立てがあった場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。 2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p>
16 主張書面等の閲覧又は交付	<p>(主張書面等の閲覧又は交付)</p> <p>第16条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による閲覧又は交付の求めは、様式第12号の主張書面等閲覧等請求書の提出により行わせるものとする。</p> <p>2 審査会は、審査関係人から主張書面等閲覧等請求書が提出された場合には、当該求めに係る主張書面等に係る閲覧又は交付についての意見を既に聴取している場合を除き、様式第13号の書面により、当該主張書面等の提出人より、当該閲覧又は交付についての意見を聴取する。ただし、会長又は合議体が、意見聴取を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 審査会は、合議体において、第1項の求めに係る主張書面等について、その提出人の当該閲覧又は交付についての意見も踏まえて、閲覧をさせ、又は交付をするか否かを決定し、様式第14号又は第15号の書面により、当該求めを行った審査関係人に通知する。</p> <p>4 審査会は、主張書面等の提出人から当該主張書面等の閲覧又は交付に反対する旨の意見が提出されている場合において、当該主張書面等について閲覧をさせ、又は交付をするときは、様式第16号の書面により、当該提出人にその旨を通知する。</p> <p>5 法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する合議体が定める電磁的記録の閲覧の方法は、日時を指定して、審査会事務局において、当該電磁的記録を再生若しくは映写したもの又は用紙に出力したものにより実施する方法とする。</p> <p>6 第3項に規定する決定の手続は、合議体の会議を開催することが困難なときは、当該合議体の審査長の決定をもってこれに代えることができる。</p>	<p>※審査関係人は、審査会に対して、主張書面等の閲覧又は交付を求めることができます。主張書面等の閲覧又は交付の請求は、様式第12号「主張書面等閲覧等請求書」により行わせるものとします。</p> <p>※上記の請求書が提出された場合、審査会は、すでに手続済みの場合などを除き、様式第13号「主張書面等の閲覧等についての提出者への意見照会」により、提出者に意見照会を行います。</p> <p>※閲覧又は交付を行うかどうかは、合議体の会議で決定し、請求書の提出者に対して、様式第14号「主張書面等の閲覧等を実施する旨の通知」、様式第15号「主張書面等の閲覧等を実施しない旨の通知」のいずれかの通知を行います。</p> <p>※合議体が閲覧又は交付を行うことを決定した場合で、当該閲覧等に反対する旨の意見が提出されている場合は、様式第16号「閲覧等に異議がある者への主張書面等の閲覧等を実施する旨の通知」により、提出者に通知します。</p> <p>※閲覧又は交付は、総務部総務課の「情報公開センター」で実施します。</p> <p>※調査審議の終了などにより、合議体の会議開催が困難な場合などは、事件を担当した合議体の審査長が閲覧又は交付の決定を行います。（平成28年度第1回高知市行政不服審査会（平成28年4月27日）決定事項）</p> <p>・行政不服審査法第78条（提出資料の閲覧等） 第78条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項）を閲覧をさせ、又は同項の規定による審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。 2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>

規定事項	高知市行政不服審査会事務処理要領(案)	内容説明, 関係法令等
17 手数料の減免	<p>(手数料の減免)</p> <p>第17条 主張書面等の交付に係る手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等による高知市行政不服審査法施行細則第3条の規定による書面の提出は、様式第17号の交付手数料減額(免除)申請書を提出することにより行わせるものとする。</p> <p>2 審査会は、審査請求人等から前項の規定による交付手数料減額(免除)申請書が提出された場合には、減額又は免除を行うか否かを合議体において決定し、様式第18号の書面により、当該審査請求人等に通知する。</p> <p>3 前項に規定する決定の手続は、合議体の会議を開催することが困難なときは、当該合議体の審査長の決定をもってこれに代えることができる。</p>	<p>※主張書面等の交付に当たって、交付を受ける者は、市が定める所定の手数料を納付する必要があります。手数料の徴収は市が行いますが、手数料の減免を行うかどうかの決定は審査会の権限となっています。この手数料減免の申請は、第17号「交付手数料減額(免除)申請書」により行わせるものとし、様式第18号「主張書面等の交付及び交付手数料の取扱いについて」により通知します。</p> <p>※調査審議の終了などにより合議体の会議開催が困難な場合などは、事件を担当した合議体の審査長が閲覧又は交付の決定を行います。(平成28年度第1回高知市行政不服審査会(平成28年4月27日)決定事項)</p> <p>・高知市行政不服審査法施行細則第3条(交付手数料の減免)</p> <p>第3条 条例第19条の規定により交付手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人又は参加人(以下「審査請求人等」という。)は、法第38条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)若しくは法第81条第3項において準用する法第78条第1項又は条例第15条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を当該交付を行う者に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。</p>
18 調査審議の手続の併合又は分離	<p>(調査審議の手続の併合又は分離の通知)</p> <p>第18条 条例第10条第2項に規定する調査審議の手続の併合又は分離は、合議体の会議においてこれを決定する。</p> <p>2 審査会は、合議体が前項の決定をしたときは、様式第19号の書面により、審査関係人にその旨を通知する。</p>	<p>※調査審議の促進・迅速な処理の観点から、審査会には、複数の事件の調査審議手続の併合及び分離が認められています。併合又は分離の決定は、当該複数の事件の調査審議を行う合議体の会議で決定します。(平成28年度第1回高知市行政不服審査会(平成28年4月27日)決定事項)</p> <p>※合議体において併合又は分離の決定をしたときは、様式第19号「調査審議手続の併合〔分離〕の通知」により通知します。</p> <p>・高知市行政不服審査法施行条例第10条(調査審議の手続の併合又は分離)</p> <p>第10条 審査会は、必要があると認める場合は、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。</p> <p>2 審査会は、前項の規定に基づき事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは審査関係人にその旨を通知しなければならない。</p>
19 手続の承継等に係る通知	<p>(審理手続の承継の通知)</p> <p>第19条 審査会は、諮問に係る審査請求に係る事件について法第15条の規定による手続の承継があったときは、審査庁より、その旨の通知を受けるものとする。</p> <p>2 審査庁による前項の通知は、様式第20号の書面により行わせる。</p>	<p>※審査請求人の死亡などにより審査請求人の地位が別人に承継された場合は、様式第20号「審理手続の承継の通知」によって、審査庁より通知を受けることとします。</p> <p>・行政不服審査法第15条(審理手続の承継)</p> <p>第十五条 審査請求人が死亡したときは、相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者は、審査請求人の地位を承継する。</p> <p>2 審査請求人について併合又は分割(審査請求の目的である処分に係る権利を承継させるものに限る。)があったときは、合併後存続する法人その他の社団若しくは財団若しくは合併により設立された法人その他の社団若しくは財団又は分割により当該権利を承継した法人は、審査請求人の地位を承継する。</p> <p>3 前二項の場合には、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は法人その他の社団若しくは財団は、書面でその旨を審査庁に届け出なければならない。この場合には、届出書には、死亡若しくは分割による権利の承継又は合併の事実を証する書面を添付しなければならない。</p> <p>4 第一項又は第二項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間において、死亡者又は合併前の法人その他の社団若しくは財団若しくは分割をした法人に宛ててされた通知が審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は合併後の法人その他の社団若しくは財団若しくは分割により審査請求人の地位を承継した法人に到達したときは、当該通知は、これらの者に対する通知としての効力を有する。</p> <p>5 第一項の場合において、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者が二人以上あるときは、その一人に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。</p> <p>6 審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、審査庁の許可を得て、審査請求人の地位を承継することができる。</p>

規定事項	高知市行政不服審査会事務処理要領(案)	内容説明, 関係法令等
20 諮問後の総代又は代理人の選任等に係る通知	<p>(諮問後の総代又は代理人の選任等に係る通知) 第20条 審査会は、諮問に係る審査請求に係る事件について総代又は代理人が選任され、又は解任されたときは、審査庁より、その旨の通知を受けるものとする。</p> <p>2 審査庁による前項の通知は、様式第21号又は第22号の書面により行わせる。</p>	<p>※諮問後の事件に関して総代・代理人の選任又は解任があったときは、様式第21号「総代の選任（解任）の通知」又は様式第22号「代理人の選任（解任）の通知」によって、審査庁からの通知を受けることとします。</p>
21 答申方法	<p>(答申の方法) 第21条 答申は、審査庁に対し、様式第23号の書面を添えて、答申書を交付することにより行う。</p> <p>2 審査会は、前項の交付に当たっては、審査庁に対して、様式第24号の受領書の提出を求める。</p>	<p>※審査会から審査庁への答申は、様式第23号「答申書の交付」により行います。答申を行ったときは、審査庁より、様式第24号「答申書又はその写しの受領書」の交付を受けることとします。</p>
22 答申書の交付等	<p>(答申の写しの送付) 第22条 法第81条第3項において準用する法第79条の規定による審査請求人及び参加人への答申書の写しの送付は、様式第25号の書面を添えて、郵送により行う。ただし、様式第24号の受領書と引換えに答申書の写しを手交することを妨げない。</p>	<p>※審査請求人及び参加人に対する答申書の写しの交付は、原則として、様式第25号「答申書の写しの送付」により書留郵便など郵送で行います。ただし、様式第24号「答申書又はその写しの受領書」と引換えに手交もできることとします。</p> <p>・行政不服審査法第79条（答申書の送付等） 第七十九条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>
23 調査審議手続の非公開	<p>(会議の公開及び非公開の取扱) 第23条 条例第7条の規定による審査会の会議は、公開する。ただし、高知市における附属機関等の会議の公開に関する要綱(平成12年8月1日告示第148号)第3条各号に該当する場合はこの限りでない。</p> <p>2 条例第9条の規定による合議体の調査審議は、公開しない。</p>	<p>※会長が招集する審査会の会議は公開を原則とします。審査長が招集する合議体の調査審議については、非公開を原則とします。（平成28年度第1回高知市行政不服審査会（平成28年4月27日）決定事項）</p> <p>・高知市における附属機関等の会議の公開に関する要綱 (公開の基準) 第3条 附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。 (1) 会議において、高知市行政情報公開条例(平成12年条例第68号)第9条各号に規定する情報に該当する事項について審議等を行うとき。 (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められるとき。</p> <p>・高知市行政不服審査法施行条例 第7条, 第9条 (会議) 第7条 審査会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(合議体) 第9条 審査会は、委員のうちから審査会が指名する者3人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。ただし、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。 2 前項本文及びただし書の合議体に審査長を置き、当該合議体を構成する委員の互選によりこれを定める。 3 第1項本文及びただし書の合議体の会議は、当該合議体の審査長が招集し、その会議の議長となる。 4 第1項本文の合議体はこれを構成する委員の全て、同項ただし書の合議体は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 5 第1項本文及びただし書の合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 6 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、当該事件に係る議事に参加することができない。 7 審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の決議をもって審査会の決議とする。</p>
24 開催記録の作成・公表	<p>(会議の開催記録) 第24条 審査会又は合議体の会議を開催したときは、開催日時及び場所、出席した委員及び専門委員の氏名、議事の項目その他必要な事項を記載した開催記録を作成するものとする。</p> <p>2 前項の開催記録は、高知市ホームページにおいて公表する。</p>	<p>※審査会又は合議体の会議の実施後は、事務局において開催記録を作成し、高知市ホームページで公表します。</p>

規定事項	高知市行政不服審査会事務処理要領(案)	内容説明, 関係法令等
25 答申の内容の公表	(答申の公表) 第25条 審査会が答申をしたときは、速やかに、その内容を高知市ホームページにおいて公表する。	※審査会の答申は、高知市ホームページで公表します。(総務省が運営する「行政不服審査裁決・答申検索データベース」にも登録予定です。)
26 裁決書の写しの提出の求め	(裁決書の写しの提出の求め) 第26条 審査会は、審査庁が審査会の答申を受けて裁決を行ったときは、当該答申に係る裁決書の写しの提出を求める。 2 前項の裁決書の写しの提出の求めは、第21条第1項の規定による答申書の交付に併せて、様式第26号の書面により行う。	※審査庁に対して答申を行う際には、様式第26号「裁決書の写しの求め」を併せて提出し、答申を行った事件に関する裁決書の写しの提出を求めます。 ※審査庁から裁決書の写しが交付されたときは、事務局から委員全員に送付します。
27 公印	(公印) 第27条 会長の公印は次のとおりとする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;"> 会 不 高 会 服 知 長 審 市 印 査 行 政 </div> 方形 24ミリメートル 字体 古字体	※審査会の公印は、会長印のみで、事務局で保管します。
28 雑則	(雑則) 第28条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。	※平成28年度第1回高知市行政不服審査会(平成28年4月27日)決定事項